

休眠預金等活用法に関するお取扱いについて

各位

横浜信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年（2018年）1月1日から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）に基づき、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金（以下「休眠預金等」といいます。）につきましては、最終異動日等から10年6か月を経過する日までに金融機関において公告を行ったうえで、平成31年（2019年）以降毎年一定の期日に預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法に基づき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客さまの申し出により払戻しをさせていただくこととしております。

記

《休眠預金等の定義》

1. 「休眠預金等」とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等にかかる最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。

2. 「最終異動日等」とは

休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する以下の（1）から（4）のうち最も遅い日をいいます。

- （1）当該預金等に係る「異動」が最後にあった日
- （2）当該預金等に係る債権の行使が期待される日（預入期間や計算期間の末日等）
- （3）当該預金等に係る預金者等に対して、当該預金等に係る金融機関及び店舗の名称、預金等の種別、口座番号、口座名義人の氏名又は名称、債権の元本の額を記載した通知を発した日（最終異動日等から9年を経過した元本の額が1万円以上の預金について通知し、当該通知が到達した場合に限ります。）
- （4）当該預金等について預金等に該当することとなった日

3. 「異動」とは

異動とは以下に掲げる事由をいいます。詳しくは別紙「異動取引一覧表」を参照ください。

- （1）休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する法定の異動事由
- （2）休眠預金等活用法第2条第4項第2号に基づき、当金庫が行政庁から認可を受けた異動事由

以上